

令和2年度第1回鳥取県バック・アップ型トライアル発注対象製品等募集要領

令和2年7月 鳥取県商工労働部産業振興課

鳥取県では、県内の中小企業等が開発・製造する製品等について、県の機関が試行的に発注し、官公庁からの受注実績を作るとともに、当該製品等の有用性などを使用者の立場から評価することによって製品の改良や販路開拓を支援する「トライアル発注制度」を実施しています。

このたび、本年度1回目の募集を行いますので、希望される方は下記に基づき申請(応募)してください。

1 申請(応募)受付期間

令和2年7月20日から8月20日(木)17時(必着)

2 トライアル発注の募集対象

(1)対象者(社)

- ・県内に事業所を有する中小企業者
- ・県内の自治体の誘致により県内に進出した企業(鳥取県内で操業後7年以内の企業に限ります。
(進出協定締結済み企業も可。))

(2)対象製品等

以下のア、イのいずれも満たすもの

ア 物品、ソフトウェア、システム、技術のいずれかに該当するもの

※ただし、医薬品・化粧品、農水産物、食品・飲料等人が摂取するもの、これまで採用した製品等の類似品等及び公共事業での使用を想定するものは対象外。

※発注額が100万円以内(消費税、設置費等含む)の製品等に限ります。

イ 自社が県内で製造又は開発するもの

3 トライアル発注対象製品等の選定基準

以下の(1)～(5)を全てを満たすこと。

- (1)新規性及び独創性があること。
- (2)市場での流通が十分でないものの、今後の市場性が見込まれること。
- (3)技術の高度化、経営能率の向上、住民生活の利便の増進のいずれかに寄与すること。
- (4)製品等に適用される法令等を遵守していること。
- (5)県の機関における使用の可能性のあるもの。

4 トライアル発注対象製品等の決定方法

- (1)形式審査において選定基準を満たしている製品等については、「トライアル発注対象製品等選定会議」の場で申請者から製品等について、原則プレゼンテーションをしていただきます。
- (2)「トライアル発注対象製品等選定会議」の審査員がプレゼンテーションの内容を審査し、トライアル発注対象製品等の採否を決定します。

5 トライアル発注対象製品等の扱い

選定会議において選定された製品等(以下「選定製品等」という。)はトライアル発注対象製品等登録簿に掲載するほか、県の機関内での展示、電子媒体等を利用して周知を行います。

6 トライアル発注対象製品等登録簿

- (1)選定製品等は最長24か月間トライアル発注対象製品登録簿に登録・掲載します。
- (2)トライアル発注対象製品等登録簿は四半期に一度更新し、発注実績のあった製品等は本登録簿から削除します。

7 公表について

- (1)このトライアル発注制度においては、申請企業名、製品等の名称や説明等のほか、選定会議の内容、購入の状況など、事業の行程を原則公表します。
- (2)なお、公表する内容については、申請企業にとって不利益な内容を含む場合もありますので、あらかじめご了承の上、ご応募ください。

8 申請(応募)方法

以下のウェブサイトから、「トライアル発注対象製品等選定申請書」(様式第1号(第1条関係))をダウンロードし、必要事項をご記入の上、添付書類を添えて郵送または持参で申請先にご提出ください。なお、同ウェブサイトに掲載する「トライアル発注制度実施要綱」等についても、予め御確認ください。

<http://www.pref.tottori.lg.jp/trial/>

(鳥取県商工労働部産業振興課「トライアル発注制度」のウェブサイト)

9 提出書類

- (1)トライアル発注対象製品等選定申請書(様式第1号(第1条関係))
- (2)添付資料

共通	直近2営業期間の決算書類(貸借対照表、損益計算書)
	県税を滞納していないことを証明する書類(直近1年分、県税納税証明書の写し等)
	製品等に関する資料(パンフレット、写真、図面等)
該当者	特許等の取得を証明する資料(特許証の写し等)
	製品等について遵守すべき法令への対応状況がわかる資料(許認可の写し等)

10 申請先及び問合せ先

鳥取県商工労働部 産業振興課 担当:木下・野間

住所:〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 (本庁舎7階)

電話:0857-26-7246

ファックス:0857-26-8117

Eメール:sangyou-shinko@pref.tottori.lg.jp